

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

平成28年度入札制度の一部改正について

平成28年度から格付け等級区分など入札制度について、下記のとおり一部改正することとしましたので、お知らせします。

1 4月1日から平成28年度格付けで運用します【建設工事】

格付期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（年間固定）

なお、平成28年3月31日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日から1年7ヶ月経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付け直します。

2 格付け等級区分が変更になります【建設工事】

土木、建築、電気、建築管、水道管及び舗装について格付を行っていますが、工事の発注予定等を踏まえて、平成28年度は格付け等級区分を次のように改正します。

（格付け等級区分表）※網掛け部が変更箇所です。

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者 (*1)	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	910点以上	2,000万円以上	3人以上	—
	B	730点～909点	500万円以上	—	—
	C	729点以下	—	—	—
建築	A	800点以上	6,000万円以上	3人以上	特定
	B	700点～799点	1,000万円以上	—	—
	C	699点以下	—	—	—
電気	A	700点以上	1,000万円以上	—	—
	B	699点以下	—	—	—
建築管	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
水道管	A	670点以上	1,000万円以上	—	—
	B	550点～669点	300万円以上	—	—
	C	549点以下	—	—	—
舗装	A	850点以上	250万円以上	—	—
	B	849点以下	—	—	—

(*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

(建設工事等の発注基準表)

	土木	建築	電気
A	2,000 万円以上	6,000 万円以上	1,000 万円以上
B	500 万円以上 2,000 万円未満	1,000 万円以上 6,000 万円未満	1,000 万円未満
C	500 万円未満	1,000 万円未満	—

	建築管	水道管	舗装
A	1,000 万円以上	1,000 万円以上	250 万円以上
B	1,000 万円未満	300 万円以上 1,000 万円未満	250 万円未満
C	—	300 万円未満	—

3 総合評価落札方式について

特に必要と認められる案件があれば、特別簡易型で実施するものとします。

4 契約保証金の実績免除制度の適用期間の延長について【建設工事】

現在実施している契約保証金の実績免除制度の適用期間を下記のとおり延長します。なお、対象金額については、変更ありません。(当初契約金額2,000万円以下)

【現行】平成28年3月31日まで → 【変更後】平成29年3月31日まで

※ 契約保証金の実績免除制度は、特段の理由がない限り平成29年度は延長しない予定としています。ただし、設計金額130万円未満の工事については、従来どおり実績免除制度を適用します。

5 工事成績主観点の加点方法の変更について

平成29年度格付けから、工事成績主観点の加点方法を以下のとおり変更します。

【現 在】 各工事の工事成績評定点から65点を差し引いた数値を各業者の工種ごとに累計した数値を3で除して得た数値を工事成績主観点として加点

↓

【変更後】 各工事の工事成績評定点から65点を差し引いた数値の工種ごとの累計を、実施した工事件数で除して得た数値を工事成績主観点として加点

6 防災協定等主観点の加点方法の変更について

平成29年度格付けから、防災協定等主観点の加点方法を以下のとおり変更します。

【現 行】 格付年度の前年10月31日時点において、大規模災害発生時における支援活動及び緊急給水業務の支援に関する各協定を佐世保市と締結している団体に所属し、災害発生時等に一定の役割を担う業者を対象

↓

【変更後】 格付年度の前年10月31日時点において、大規模災害発生時における支援活動及び緊急給水業務の支援に関する各協定を佐世保市と締結し、かつ災害訓練を

毎年実施する団体に所属している業者を対象

なお、詳しくはホームページに掲載している「佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱」をご覧ください。

以 上

契約課（工事担当）

TEL：0956-24-1111（内線 3203～3204）

FAX：0956-25-9624

E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp